

第  
1980  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月 1日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 健康保険のきかない金歯と医療費控除

**Q** : 健康保険のきかない金歯は医療費控除の対象にはならないのでしょうか。

**A** : 医療費控除の対象となるかどうかは、健康保険がきくか、きかないかとは関係なく、その内容によります。

### 【解説】

医師等による診療等を受ける場合、保険診療で認められない特殊な又は新しい治療行為がされた場合など、保険診療以外の料金を徴収されることがあります。

ところで、医療費控除の対象となる医療費の範囲は、必ずしも健康保険法等で認められた保険診療の費用に限られることなく、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものであれば、保険診療以外のものも含まれることとされています。

歯の治療においては、金歯や金冠を装てん等することが治療の一環として盛んに行われているのが現実でしょう。つまり、金歯や金冠の装てん等は一般的な治療方法といえますから、健康保険がきかなくても医療費控除の対象となります。

ちなみに、治療する歯は1本だけで、その歯に金冠をかぶせたことを契機とし、他の治療を必要としない歯にも金冠をとりつけたという場合には、そのすべての費用が医療費控除の対象になるわけではなく、治療を必要とした1本分だけに限られます。

